

議案第 14 号

市川市使用料条例の一部改正について

市川市使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 21 年 9 月 4 日提出

市川市長 千葉 光 行

市川市条例第 号

市川市使用料条例の一部を改正する条例

市川市使用料条例(平成 11 年条例第 39 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(20) アイ・リンクタウン展望施設 別表第 20

第 2 条第 4 項第 1 号中「別表第 20」を「別表第 21」に改め、同項第 2 号中「別表第 21」を「別表第 22」に改め、同項第 3 号中「別表第 22」を「別表第 23」に改める。

別表第 22 を別表第 23 とし、別表第 21 を別表第 22 とし、別表第 20 を別表第 21 とし、別表第 19 の次に別紙の 1 表を加える。

附 則

この条例は、平成 21 年 10 月 10 日から施行する。

別表第20 アイ・リンクタウン展望施設使用料

交流ラウンジ使用料

1時間当たりの額	1,200円
----------	--------

備考 この表は、市川市アイ・リンクタウン展望施設の設置及び管理に関する条例（平成21年条例第 号）第6条第1項ただし書の許可を受けて交流ラウンジを使用する場合について適用する。

展望施設使用料

区 分	1時間当たりの額
興行を行う場合	1平方メートルにつき 16円
物品の販売、募金その他これらに類する行為をする場合	
業として写真の撮影を行う場合	写真機1台につき 1,000円
業として映画又はビデオの撮影等を行う場合	5,100円

備考 この表は、市川市アイ・リンクタウン展望施設の設置及び管理に関する条例第6条第2項ただし書の許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合について適用する。

理 由

アイ・リンクタウン展望施設を開設することに伴い、その使用料の額を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。